

## 令和7年度第7回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年10月15日(水) 午前9時30分～午前10時40分

2 場 所 山口市不燃物中間処理センター 2階 研修室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中13名)

荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、  
片山 潤之、賀屋 忠之、長尾 誠大、中野 克俊、  
西村 健、藤原 敏郎、八木 学、安田 敏男、  
安野 正純

(2)欠席委員(6名)

伊藤 良一、小野 基之、恒富 竹司、徳田 文雄、  
中川 恵美子、吉武 和子

(3)事務局

森野局長・松永副参事・多田主幹・宮崎副主幹

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

## 会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席13名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

西村 健(にしむら つよし) 委員 及び、

藤原 敏郎(ふじわら としろう) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

## 事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第2号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は11アールとなります。

議案第3号、江崎、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は8アールとなります。

議案第4号、小郡上郷、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は87アールとなります。

議案第5号、阿知須、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は8アールとなります。

議案第6号、徳地伊賀地、無償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は46アールとなります。

議案第7号、阿東地福下、有償移転です。  
申請人は、市内に居住する者です。  
取得後の経営規模は15アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了したので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

7号議案の阿東地福下の有償移転ですが、宅地の売買に農地が付いてき

たということですか。

B委員

はい。今から家族で田舎に住まわられて野菜を作るといことです。

A委員

譲受人は、農業がやりたいということで探していらっしやったのですか、それで今回、何かでマッチングしたのでしょうか。いきさつが知りたいのですが。

事務局

申請人の行政書士さんからは、空き家を探している中で、条件が合ったから、という話を聞いています。譲渡人も広島に住まわれているということで手放したかったところでマッチングしたようです。

A委員

他所から来て営農していただけるというのは大変喜ばしいことで、私共の地元の方でも不在地主が増えてくるので、みなさんがどのようにして人を呼び込んでいるのか気になっていたところです。

事務局

阿東・徳地については、空き家バンクに登録されていれば、市のホームページで一般の人も見れるようになっています。その中でも農地付きの空き家は都会の方には魅力的なようで、先日も●●の方の3条が出ましたが、こういった案件はこれからも出てくると思います。

会長

他にご意見はありますか？

ないようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図8ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、水路を設置するものです。

議案第9号、阿知須、集団的に存在する第1種農地に、自宅への進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

(意見があれば、該当地区協議会の委員説明)

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第9号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第8号については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図10ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。  
い。

議案第10号、大内中央一丁目、用途地域内にある第3種農地に、診療所を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第11号、大内中央一丁目、用途地域内にある第3種農地に、薬局を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第12号、大内問田三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第13号、大内問田三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第14号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を設置するものです。

議案第15号、桜畠二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地を造成するものです。

議案第16号、平野三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、吉敷赤田三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第20号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第21号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

議案第22号及び議案第23号については、関連事業のため一括で説明させていただきます。

議案第22号及び議案第23号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものと、工事用の進入路を一時的に整備するものです。

なお、この事案につきましては、申請人より資材搬入路の経路について見直すとの申し出があったことから、川西地区協議会で保留となったものです。

議案第24号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

議案第25号、小郡黄金町、用途地域内にある第3種農地に、申請地を借り

受け、貸駐車場を整備するものです。

議案第26号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、中国自動車道の盛土補強工事の作業ヤードを整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和8年7月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第22号及び第23号については「保留」とし、その他の議案については「許可」とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手(全員)】

### 会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第20号及び第27号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第22号及び第23号を除く、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

### 事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図25ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第28号、吉敷赤田三丁目、用途地域内にある第3種農地です。申請人は防府市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、昭和46年12月15日付で、自己用住宅を目的とした、農地法第5条に基づく許可を受けましたが、市外に住む親の介護で建築を断念したことから、申請地に宅地分譲地の造成を計画する不動産業者に譲り渡すものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び中央地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第28号については「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。

議案第29号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計81筆 105,933㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市

より農業委員会の意見が求められたものです。よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。合わせて、参考位置図26ページ以降を御覧ください。

議案第30号から議案第37号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区1件、川西地区4件、阿東地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第30号及び第31号、並びに議案第33号及び第34号、並びに議案第

36号及び第37号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第32号及び第35号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

事務局

農業委員会だより13号につきまして、無事、発刊の運びとなりまして、今回、地区協議会の資料と一緒に配布させていただいております。これにつきましては、JAの広報誌と一緒に各農家さんへ配布させていただくとともに、地域交流センターや総合支所、もしくは分館等・市の施設等へも置いていただき、広く市民の皆さんの目に留まる形でPRをしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、先日、KDDI 維新ホールで行いました研修会において、皆様から農政に対する貴重なご意見をいただきました。それを反映させていただいた形で、市長への意見書を作成させていただいております。11月18日に市長へ提出をさせていただく準備を進めております。次回地区協議会において、素案をお示ししたいと考えておりますので、またご審議の方をよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第7回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年10月15日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 西村 健

署名委員 藤原 敏郎

記 録 者 宮崎 聡子